

不動産公売会案内

宮崎県・市町村合同不動産公売会
令和7年9月

目次

不動産公売のお知らせ	1
公売物件一覧	2
公売参加にあたっての注意事項	4
入札される方に	5
入札申込書兼公売保証金還付請求書記載例	10
入札書記載例	11
委任状記載例	14
共同入札代表者の届出書兼持分内訳書の記載例	15
陳述書	16

【宮崎県・市町村合同開催】

不動産公売のお知らせ

地方税滞納処分により別紙記載の不動産を公売しますのでお知らせします。
つきましては、入札への参加について御検討くださいますようお願いいたします。



入札の日時	<u>令和7年10月28日(火)～30日(木)</u> 午前9時から午後5時まで
入札の場所	都城市役所、延岡市役所、小林市役所、日向市役所、高鍋町役場、 川南町役場、県税・総務事務所(宮崎・日南・小林・高鍋)、 県電子申請システム(インターネットを利用した入札が可能です)
開札の日時	<u>令和7年11月5日(水)午前10時30分から</u>
開札の場所	宮崎県庁附属棟3階 305号室 (宮崎市橘通東2丁目10-1)
売却決定の日時	<u>令和7年11月25日(火)の各執行機関が指定する時間</u> 最高価申込者の決定以降の手続きについては、公売物件を所管する各執行機関において行いますので、公売公告を確認してください。
代金納付期限	<u>令和7年11月25日(火)の各執行機関が指定する時間</u>
買受人の資格等	国税徴収法等の規定により一部制限があります。
その他の事項	1 公売財産は現況とし、面積は登記簿によるものとします。 2 公売保証金を納付した後でなければ、入札できません。 3 所有権移転手続の費用(登録免許税等)は、買受人の負担となります。
詳しい情報は、県のホームページに掲載していますので、御覧ください。 https://www.pref.miyazaki.lg.jp/zeimu/kurashi/zekin/kobai/fudosan/bukken2025.html (QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。) 【お問い合わせ】宮崎県総務部税務課 地方税徴収対策担当 ☎ 0985-26-7020 ※公売物件の詳細については、各執行機関までお問い合わせをお願いいたします	



公 売 物 件 一 覧

- ※ 滞納税が納付されたなどの理由で、公売が中止されることがあります。御了承ください。
- ※ 境界については、買受人が隣接者と御確認ください。
- ※ 写真は実際と異なって見える場合があります。買受希望の方は、物件の下見を行ってください。
- ※ 物件の詳細については、各執行機関にお問い合わせください。

売却区分番号 市延－１

見積価額	4,420,000円
公売保証金	442,000円
所在地	延岡市緑ヶ丘
地目等	畑地(現況宅地)、宅地、居宅
総地積	372.92㎡
総床面積	74.91㎡
執行機関	延岡市納税課
連絡先	0982-22-7011



売却区分番号 市延－２

見積価額	450,000円
公売保証金	45,000円
所在地	延岡市北川町
地目等	宅地、居宅・店舗
総地積	229.41㎡
総床面積	195.56㎡
執行機関	延岡市納税課
連絡先	0982-22-7011



売却区分番号 市向－１

見積価額	10,880,000円
公売保証金	1,090,000円
所在地	日向市大字財光寺
地目等	畑
総地積	660.00㎡
総床面積	－
執行機関	日向市税務課
連絡先	0982-66-1016



売却区分番号 市向－２

見積価額	8,890,000円
公売保証金	890,000円
所在地	日向市南町
地目等	田
総地積	1004.00㎡
総床面積	－
執行機関	日向市国民健康保険課
連絡先	0982-66-1017



売却区分番号 町鍋-1

見積価額	179,000円
公売保証金	20,000円
所在地	高鍋町大字持田
地目等	宅地、居宅
総地積	1096.04㎡
総床面積	39.30㎡
執行機関	高鍋町税務課
連絡先	0983-26-2012



売却区分番号 町川-1

見積価額	700,000円
公売保証金	70,000円
所在地	川南町大字下唐瀬
地目等	宅地、居宅
総地積	320.21㎡
総床面積	101.60㎡
執行機関	川南町税務課
連絡先	0983-27-8004



売却区分番号 県高-1

見積価額	2,900,000円
公売保証金	290,000円
所在地	川南町大字川南
地目等	宅地、店舗・倉庫
総地積	138.89㎡
総床面積	217.20㎡
執行機関	高鍋県税・総務事務所納税管理課
連絡先	0983-23-0213



売却区分番号

見積価額	
公売保証金	
所在地	
地目等	
総地積	
総床面積	
執行機関	
連絡先	

都城市の物件を
出品予定
(9月下旬頃)

公売参加にあたっての注意事項

- 1 公売公告、見積価額公告及び公売財産の明細書は各公売物件の公売事務を担当する執行機関（以下「執行機関」という。）に写しが備え付けてありますのでご覧ください。
- 2 公売手続の詳細については、本冊子5ページの「入札される方に」をご覧ください。
- 3 入札に際しては、あらかじめ閲覧に供されている公売公告及び契約書・管理規約などの関係資料を必ず確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査を行った上で入札してください。
- 4 執行機関は、公売財産が不動産である場合、公売財産の引き渡し義務を負いません。
また、公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引き渡しなどは、買受人が行うことになります。隣地との境界確定についても、買受人と隣地所有者との間で行ってください。執行機関は関与いたしません。
- 5 執行機関は公売財産について契約不適合責任を負いません。
- 6 買受人が公売財産の買受代金を全額納付したときに、買受人に危険負担が移転します。
なお、取得に許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。農地等の権利移転の時期は、農業委員会等による許可又は届け出の受理があったときです。
- 7 入札に際して事前に次のものが必要となります。
 - (1) 入札申込書兼公売保証金還付請求書及び陳述書
入札を希望される方は、事前に必ず、入札申込書兼公売保証金還付請求書（以下、入札申込書という）及び陳述書を、入札を希望する物件を出品する執行機関宛てに提出してください。
 - (2) 公売保証金の納付
入札を希望される方は、入札を行う前に公売保証金を納付してください。公売保証金は原則、執行機関が指定する銀行口座への振り込みに限ります。なお、振込先口座については、入札申込書を提出いただいた方に、お知らせします。
- 8 入札には次のものが必要となります。
 - (1) 印鑑（個人が入札する場合は印鑑、代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印）※インターネット入札の場合は不要
 - (2) 本人確認書類（本人確認のため、おいでになる方（代理人が入札手続を行なう場合は、代理人本人）に関する証明を呈示又は提出していただくことがありますので、運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。）
 - (3) 代理人が入札する場合は委任状（複数の物件に入札する場合は、売却区分ごとに必要）
 - (4) 法人名義で入札する場合は商業登記簿謄本など、所在地と代表者名を証明できるもの
 - (5) 共同入札をする場合は共同入札代表者の届出書兼持分内訳書
- 9 公売公告後、公売を中止する場合がありますので、入札前に必ず確認してください。
- 10 ご不明な点は、各公売物件の執行機関（2ページ参照）までお問い合わせください。
（公売会全体の運営等についてのお問い合わせは、
宮崎県総務部税務課 地方税徴収対策担当 0985-26-7020）

入札される方に

1 入札申込書兼公売保証金還付請求書及び陳述書の提出

- (1) 入札を希望される方は、事前に必ず入札申込書兼公売保証金還付請求書（以下、入札申込書という）及び陳述書を、入札を希望する物件を出品する執行機関宛てに提出してください。
- (2) 入札申込書及び陳述書を提出いただいた方に、その後の公売保証金の納付手続等について案内します。
- (3) 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しも提出してください。
- (4) なお、公売保証金の納付を必要としない物件についても、入札申込書及び陳述書を提出してください。

2 公売保証金の納付

- (1) 公売保証金の納付を必要とする財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できませんので、入札を行う前に公売保証金を納付してください。
- (2) 公売保証金は入札を希望する売却区分番号ごとに納付してください。
- (3) 公売保証金は原則、執行機関が指定する銀行口座への振り込みに限ります。振込先口座については、入札申込書を提出いただいた方に、別途お知らせします。

3 入札

- (1) 入札ができる期間は、令和7年10月28日（火）から令和7年10月30日（木）までで、時間は各日午前9時00分から午後5時00分までです。

※ ただし、インターネット入札では、令和7年10月28日（火）及び令和7年10月29日（水）の午後5時以降も入札可能です。

締め切りの時間までに入札書が入札箱に投函されていない場合（インターネット入札では、入札情報が送信完了されていない場合）は、手続きの途中であっても入札に参加できません。

入札書が締め切りの時間までに投函（インターネット入札では、入札情報が送信完了）されていても、公売保証金の納付が行われていない入札は無効となります。

- (2) 入札者は、所定の入札書又は入札フォームにより、売却区分番号ごとに入札してください。

入札の際は、入札用封筒の中に入札書と必要書類（代理の方が入札する場合は委任

状、共同入札の場合は共同入札者の届出書兼持分内訳書）を同封してください。

※インターネット入札の場合は、執行機関へ必要書類を送付してください。（令和7年10月30日（木）必着）

- (3) 入札の際に記載（入力）する住所及び氏名は、住民登録上の住所・氏名（法人にあっては、商業登記簿上の所在地・商号）を記載（入力）してください。
- (4) 代理人が入札する場合には、代理権限を証明する委任状を、公売保証金納付の際に提出してください。代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも委任状が必要です。
- (5) 入札書を書き損じたときは、訂正や抹消をしないで新しい入札書を使用してください。特に、入札価額を訂正したものは、無効として取扱います。
- (6) 一度行った入札は、入札期間内であっても、引換え、変更または取り消しをすることはできません。
- (7) 入札者は、同一売却区分番号について、2回以上入札を行うことはできません。その場合、当該売却区分番号に行った全ての入札が無効となります。
- (8) 共同入札をする方は、その中から代表者を指名して、「共同入札代表者の届出書兼持分内訳書」等の書面に、代表者名、入札者各人の持分、売却区分番号を記載のうえ連署・押印して、公売保証金提供（納付）の際に提出してください。
また、共同入札代表者の代理人が入札手続きをするときは、「共同入札代表者の届出書兼持分内訳書」等の書面及び、共同入札代表者の方からの委任状が必要です。
- (9) 下記の要件に該当する方は公売財産を買い受けることはできません。
 - ア 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売参加者の制限（国税徴収法第108条、暴力団排除条例）等により買受人となることができない者。
 - イ 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者。

4 開札の方法

開札は入札者の立ち会いの上で行いますが、入札者または代理人が開札の場所にいないとき、または立ち会わないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会います。

開札日時 令和7年11月5日（水）午前10時30分から

5 最高価申込者の決定

売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

最高価申込者の決定は、入札書（入札フォーム）の入札価額欄に記載（入力）された金額により行います。

6 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が2名以上いるときは、後日その方同士により追加入札を行います。具体的な日時及び場所等については、各執行機関の公売公告を御確認ください。

(1) 追加入札の価額は、当初入札価額以上でなければなりません。

(2) 追加入札をするべき方が入札をしなかった場合、または追加入札価額が当初の入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後2年間、公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

7 次順位買受申込者の決定

(1) 入札価額が見積価額以上で、かつ最高価申込者に次ぐ入札をした方から、買受の申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者として決定します。

ただし、その入札価額は、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上でなければなりません。なお、次順位買受申込者が2名以上いるときは、くじで決定します。

(2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、原則として代金納付期限までは返還できません。

(3) 次順位買受申込者の決定は、入札書（入札フォーム）の入札価額欄に記載（入力）された金額により行います。

8 公売保証金の返還（公売財産が公売保証金の納付を必要とする財産の場合）

最高価申込者とならなかった入札者に対しては、入札終了の告知後に、公売保証金を返還します。

ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

9 売却決定

売却決定は公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。また、公売財産が不動産等で次順位買受申込者となられる方がいる場合、次順位買受申込者に対して行う場合は、国税徴収法第113条第2項に掲げる日に行います。

詳細は各執行機関（延岡市、日向市、高鍋町、川南町、高鍋県税・総務事務所）の公売公告をご確認ください。

10 消費税及び地方消費税相当額

消費税法上で課税対象となる物件については、見積価額、入札価額、売却決定価額に消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

このため、売却決定は入札書（入札フォーム）の入札価額欄に記載（入力）された金額をもって行います。

11 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額を、執行機関が指定した方法にて納付してください。

なお、公売財産が不動産等で次順位買受申込者が売却決定を受けた場合は、売却決定の日から起算して7日を経過した日が納付期限となります。

12 権利移転に伴う費用

権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。

13 権利移転の手続き

所有権移転登記請求書に住民票等の必要書類を添え、代金納付日までに提出してください。

なお、公売財産が農地等である場合には、都道府県知事等の発行する、権利移転の許可書または届出受理書が必要です。

※ 通常、公売日から所有権移転の登記手続完了まで1か月程度の期間を要します。

14 売却決定等の取消し

以下の場合には、その売却決定等の取消しをします。

(1) 最高価申込者決定の取消し

ア 売却決定前、公売財産にかかる徴収金（県税又は市税等）について完納の事実が証明されたとき。

イ 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき。

(2) 売却決定の取消し

ア 売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる徴収金（県税等）について完納の事実が証明されたとき。

イ 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しなかったとき。

ウ 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき。

15 公売保証金の帰属

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その買受人が納付した公売保証金は、その公売にかかる税に充当され、なお残余があるときは滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の公売保証金は、処分庁に帰属

します。

16 その他

(1) 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に、滞納者等から不服申立等があった場合には、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、その不服申立等による滞納処分の続行の停止がされている間は、入札または買受けを取り消すことができます。

(2) 危険負担の移転時期

公売財産に係る買受代金の全額を納付したとき。

その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

(3) 権利移転の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得します。

ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

ア 農地の場合

都道府県知事等の許可を受けたとき

イ その他法令の規定により許可、登録等を要するものは、関係機関の許可、登録等を経たとき

(4) 契約不適合責任について

各執行機関は契約不適合責任を負いません。

(5) 財産の引渡しの方法

各執行機関は引渡しの義務を負いません。

(6) 入札書等の様式について

入札に必要な様式は、各執行機関の窓口に用意があるほか、県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/zeimu/kurashi/zekin/fudosan/kobai/bukken.html>

【入札申込書兼公売保証金還付請求書（記載例）】

小切手にて納付
された場合は、
欄外に記載

証券受領

受付印

入札申込書兼公売保証金還付請求書

※ 太枠内は公売参加申込者が記入してください。（宮崎県税・総務事務所）

※ 買受けを希望される物件の売却区分番号を必ず記入してください。

入 札 申 込 書													
令和〇 年 ×月 △日					売却区分番号第 県宮-1 号								
公売保証金額			1, 234, 567 円										
上記の金額を納付します（令和〇年×月△日）。													
入札者	住所・所在地		宮崎市△△1丁目1-1										
	フリガナ		みやざき たろう										
	氏名・名称		宮崎 太郎										
	電話番号		0985-12-0000										
	メールアドレス		XXXXXXXX@△△△△△△△										
買受申込者の住所及び氏名を記載。（代理人ではない。）													
公 売 保 証 金 還 付 請 求 書													
宮崎 県税・総務事務所長 殿 還付事由が生じたとき、上記公売保証金額を下記の口座へ振込みにより還付してください。 なお、還付につき、公売終了後遅れて返還されることについて異議はありません。													
公売保証金の 還 付 請 求 者		住 所	宮崎市△△1丁目 1-1		フリガナ	ミヤザキ タロウ							
					氏 名 (名 称)	宮崎 太郎 印							
金 額		1, 234, 567 円											
振 込 先	金融機関 (ゆうちょ銀行除く)	宮崎	銀行、信用金庫 信用組合、農協		〇〇××	本店、支店 支店 支所、出張所							
		預 金 種 別	普通 当座		口 座 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8
	ゆうちょ銀行	通 帳 記 号			通 帳 番 号								
	フリガナ		ミヤザキ タロウ										
	口座名義		宮崎 太郎										

※ 公売保証金は、入札までに納付してください。

入金を確認できない場合、入札は無効となります。

※ 入札者以外の者が公売保証金の還付を請求する場合は、代理権限を証する委任状の提出が必要です。

捨印

収 受 日	公売責任者 印
令和〇年×月△日	
収 受 担 当	
〇〇県税 ××	

【入札書（記載例）】

(1) 個人が入札する場合

受  印	入 札 書												
市（町）の物件に入札する場合は、「〇〇市（町）長」宛となります。										令和〇年×月△日			
宮崎県〇〇県税・総務事務所長 殿													
買受申込者 住（居）所（所在地） 宮崎市△△1丁目1-1 氏 名（名 称） 宮崎 太郎 代理人 住（居）所（所在地） 氏 名（名 称）													
公売公告に基づいて、下記のとおり入札します。													
公 売 財 産	売却区分番	数量	単価	財産の名称	入 札 価 額								
	県宮-1	/	/	不動産	一	千	百	十	万	千	百	十	一
					¥	1	2	3	4	5	6	7	
☐ （インボイス発行対象のみ）インボイスの発行を希望する場合は、□に「✓」を御記入ください。													
1	見積価額に達し最高価入札につき落札決定したい。			決									担 当 者
2	見積価額に達したが、他に最高価の入札があったから落札しない。			裁									
3	見積価額に達しない。												

（注意）

- 1 ※印の欄は記載の必要はありません。
- 2 入札書は、売却区分番号ごとに、それぞれ別のものを使用してください。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 書き損じたときは、訂正しないで新しい用紙を請求してください。
- 5 数人が共同して入札する場合には、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者及び各人の持分を定め、「共同入札代表者の届出書兼持分内訳書」を作成してください。
入札書の買受申込者欄には、「共同入札代表者氏名 外〇名」を記載し、「共同入札代表者の届出書兼持分内訳書」を入札書に添付してください。
- 6 本人以外の者が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。
- 7 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 8 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字をつけてください。
- 9 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

(2) 個人の代理人が入札する場合

付
受 印

入 札 書

市（町）の物件に入札する場合は、「〇〇市（町）長」宛となります。

令和〇年×月△日

宮崎県〇〇県税・総務事務所長 殿

買受申込者
住（居）所（所在地） 宮崎市△△1丁目1-2

氏 名（名 称） 宮崎 次郎

代理人
住（居）所（所在地） 宮崎市△△1丁目1-2

氏 名（名 称） 宮崎 京子

公売公告に基づいて、下記のとおり入札します。

公売財産	売却区分番	数量	単価	財産の名称	入 札 価 額									
					一	千	百	十	万	千	百	十	一	
県宮-2	/	/		不動産	一	千	百	十	万	千	百	十	一	
					¥	1	2	3	4	5	6	7		

(3) 法人が入札する場合

付
受 印

入 札 書

市（町）の物件に入札する場合は、「〇〇市（町）長」宛となります。

令和〇年×月△日

宮崎県〇〇県税・総務事務所長 殿

買受申込者
住（居）所（所在地） 宮崎市△△2丁目1-3
株式会社 ××不動産
氏 名（名 称） 代表取締役 宮崎 三郎

代理人
住（居）所（所在地）
氏 名（名 称）

公売公告に基づいて、下記のとおり入札します。

公売財産	売却区分番	数量	単価	財産の名称	入 札 価 額									
					一	千	百	十	万	千	百	十	一	
県宮-3	/	/		不動産	一	千	百	十	万	千	百	十	一	
					¥	1	2	3	4	5	6	7		

(4) 法人の代理人が入札する場合

付
受 印

入 札 書

市（町）の物件に入札する場合は、「〇〇市（町）長」宛となります。

令和〇年×月△日

宮崎県〇〇県税・総務事務所長 殿

買受申込者
 住（居）所（所在地） 宮崎市△△2丁目1-4
 氏 名（名 称） 株式会社 ××商事
 代表取締役 宮崎 史朗

代理人
 住（居）所（所在地） 宮崎市△△1丁目1-2
 氏 名（名 称） 宮崎 幸子

公売公告に基づいて、下記のとおり入札します。

公 売 財 産	売却区分番	数量	単価	財産の名称	入 札 価 額									
					一	千	百	十	万	千	百	十	一	
県宮-4	/	/		不動産	一	千	百	十	万	千	百	十	一	
					¥	1	2	3	4	5	6	7		

(5) 共同で入札する場合

付
受 印

入 札 書

市（町）の物件に入札する場合は、「〇〇市（町）長」宛となります。

令和〇年×月△日

宮崎県〇〇県税・総務事務所長 殿

買受申込者
 住（居）所（所在地） 宮崎市△△3丁目1-5
 氏 名（名 称） 宮崎 吾郎 外1名

代理人
 住（居）所（所在地）
 氏 名（名 称）

公売公告に基づいて、下記のとおり入札します。

公 売 財 産	売却区分番	数量	単価	財産の名称	入 札 価 額									
					一	千	百	十	万	千	百	十	一	
県宮-5	/	/		不動産	一	千	百	十	万	千	百	十	一	
					¥	1	2	3	4	5	6	7		

【委任状（記載例）】

委 任 状

令和○年×月□日

宮崎県○○県税・総務事務所長 殿

市（町）の物件に入札する場合は、「○○市（町）長」宛となります。

委任者

住所（所在地） 宮崎市△△2丁目1-4

氏名（名称） 株式会社 ××商事
代表取締役 宮崎 史朗 ⑩

電話番号 0985-6-0000

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

落札した公売物件を買い受ける方について記入します。（法人の場合は代表者印が必要です。）

記

受任者

住 所 宮崎市△△1丁目1-2

氏 名 宮崎 幸子

電話番号 0986-12-0000

当日、来場して入札する方を記入します。

委任事項

令和○年×月△日の公売に関する次の事項

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還に係る受領の権限
- 4 上記1から3までに付帯する一切の権限

（注意事項）

- （1）委任状に使用する印鑑は、個人の場合は認印、法人の場合は代表者印です。
- （2）委任状には、必ず上記の印鑑を押印してください。
- （3）委任者が法人の場合は、氏名又は名称欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。
- （4）複数の物件に入札する場合は、売却区分ごとに提出してください。

(入札用)

市（町）の物件に入札する場合は、「〇〇市（町）長」宛となります。

令和 ○年 ×月 □日

宮崎県〇〇県税・総務事務所長 殿

令和〇年×月△日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、共同入札手続き等を行う者（入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書の列
て、次のとおり共同入札代表者を定めたので届け出ます。

当日、来場して代表で入札する方を記入します。

買受を申し込む売却財産の売却区分番号

県宮-9

共同入札代表者氏名

宮崎 吾郎

共同入札者（共同入札代表者を含む）	住所（所在地）	氏名（名称）	持分	印鑑
	880-0000 宮崎市△△3丁目1-5	宮崎 吾郎	1/2	
	880-0000 宮崎市△△3丁目1-5	宮崎 六子	1/2	

すべての共同入札者について記入してください。

同じ姓の方がいる場合に、同じ印鑑を使わないでください。

※ 共同入札者が9名以上の場合は、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、共同入札代表者の届出書に貼付して提出してください。

- 1 共同入札代表者の届出書は、入札を行う公売財産ごとにそれぞれ作成してください。
※ 共有できない公売財産については共同入札はできません。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 共同入札者は、共同で入札に参加する全ての者を記載し、押印してください。また、公売財産の持分についても事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
- 4 書き損じたときは、訂正をしないで新しい共同入札代表者の届出印を作成してください。

陳 述 書（個人用）

殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号		陳述書作成日	令和	年	月	日
入札者（買受申込者）	住 所	〒				
		電話番号（ ）				
	(フリガナ)					
	氏 名					
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年	月	日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

陳述書 (法人用)

殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

- 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
- ※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

- 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号			陳述書作成日	令和 年 月 日
入札者（買受申込者）	法人所在地	〒 — 電話番号（ ）		
	(フリガナ)			
	法人名称			
	代表者氏名			
	役 員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 6 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

【陳述書(法人用)別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
□法人	法人所在地	〒 —			
	(フリガナ)				
	法人名称				
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり			

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(別紙)

自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員（代表者を含む。）を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

